

いじめ対策推進法から考えるいじめの事前対策について

山本 樹

- 1 はじめに
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの原因
- 4 具体的な対策（今現在行われているもの）
- 5 自説
- 6 おわりに

1 はじめに

小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は 68193 件と前年度（61531 件）に比べ約 11%増加している。また、近年いじめは深刻な事件（自殺してしまうことや殺害に至ること等）につながるケースが増えており、いじめを減少させることが国や学校等の様々な機関に求められている。対策が求められている機関の中でも私は、特に学校側の対策が一番重要であると感じている。私がこのように考えた要因は、大半の児童が一番長くいる場所は、家を除くと学校であると考えられること、また、いじめの発端となることが学校から生じるケースが多いと感じるため学校の対策を考えることがいじめの減少につながると考えたためである。

いじめの対策を考えるに至って重要視すべき法律としていじめ防止対策推進法というものがある。今回私が施策の考案を行おうとしている学校側のいじめ対策については、第 15 条の一条に、「学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。」と規定されている。

上記の規定があるため、対策を考える上ではこの法律の趣旨に合っていることが必要である。今回のレポートでは、いじめの定義を指示したうえで今現在行われている対策を参考にしつつ自案を提案していきたい。

2 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法の 2 条に「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ

て行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定している。この規定からいじめは、単に誰もが分かるような客観的な者のみを指すのではなく、被害者がいじめを受けたと感じた時にいじめだと考えることが出来る。また、被害者がいじめだと感じた時にいじめだと認定されるため、対策を考える際には、早期発見が難しい点や、個々への対策が異なる点を考慮する必要がある。

3 いじめの原因

(1) 文部科学省で挙げられている原因

いじめの原因について文部科学省の東京学校臨床心理研究運営委員では、「①として、児童生徒の問題（対人関係の不得手、表面的な友人関係、欲求不満耐性の欠如、思いやりの欠如、成就感・満足感を得る機会の減少、進学をめぐる競争意識、将来の目標の喪失、など）②として家庭の問題（核家族、少子家庭の増加→人間関係スキルの未熟さ、親の過保護・過干渉→欲求不満耐性の習得不十分、親の価値観の多様化→協調性・思いやりの欠如、規範意識の欠如、など）③として学校の問題（教師のいじめに対する認識不足、教師も生徒も多忙で、お互いの交流が不十分、知識偏重など、価値観が限られていると、差別の構造につながりやすい、生活指導や管理的な締め付けが強いと、集団として異質なものを排除しようとする傾向が生じやすい、など）を挙げている¹。

(2) 文部科学省の原因から考えうる方針

上記の原因から求められる対策の方針として私は大きく分けて5点ある。

第一に、他者との上手なコミュニケーションの取り方をわかっていないために周りから稀有な目で見られ孤立しいじめられてしまうことを防ぐために、コミュニケーション能力を向上させることである。

第二に、他者から認められていないことにより周りのグループ（クラスや部活、委員会等）から孤立してしまうことを防ぐために誰もが認められるような空間を作ることである。

第三に、授業への関心が分かないことから授業の意味を見失い、大部分の他者との学力の差が出てきてしまい孤立してしまう者の減少ために能動的に受けることのできる授業を増やすことである。

第四に、他者から認められていないという感情に陥り、他者と関わらずひとりでふさぎ込んでしまうという状況を減らすために、自己の得意な分野を発見できる空間を作り出す

¹ 文部科学省、2003年10月東京学校臨床心理研究会運営委員作成

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040/shiryu/06120716/005.htm

ことである。

第五に、自分には持っていない要素（障害の有無や身長や体重等の身体的特徴、精神疾患の有無や年齢など）のものを受け入れることを少しでも容易にさせるために、様々な態様の者と交流することのできる機会を増加させる又は設けることである。

以上の5点に沿った内容且つ、その内容が第1章で挙げたいじめ防止対策推進法15条1項の趣旨に合った施策を先に具体例を述べた後、記していく。

4 具体的な対策（今現在行われていること）

東京都教職員センターでは、各々生徒の学年（小学生低学年、中学年、高学年等）に合った具体的な対策案が出されている。また、対策の内容においても①いじめのない楽しいクラスを作ろう②「自分らしさ」と友達の「その人らしさ」を探そう③コミュニケーション力を高めよう④自分の気持ちを上手にコントロールしようとなっている²。

上述の4点の詳細な内容としては、①の例はいじめのイラストを見て考えたことを発表する、楽しい学級と楽しく無い学級の違いを考える、どのような学級だったらいじめは起こらないか考えて、話し合う等である。次に、②の例としては自分が出来ようになったことや紹介できることをカードに書く、自分の良いところや気になるところについて考える、自分の良いところや自分の伸ばしたいところなど「自分らしさ」について考える等である。③の例については、友達のことを知るためにペアになり自分が聞いた友達の話をグループ内で話す、どのように話を聞いてもらうとうれしかったか発表する、自分が大切だと思うことについて、大切と思う順にカードを並べる等である。最後に④の例としては、自分が嫌な気持ちを我慢できない場面を振り返り、どのように行動しているか発表する、「落ち着くための方法」について知り、練習する、ストレスはどのような時に起こるかを知る等である。

5 自説

1章の法律と4章を参考にしつつ、私がいじめの事前対策として特に学校側が出来ることは大きく分けて6点ある。

第1に、いじめをする人、された人の気持ちをわかることでいじめが深刻なこと、身近なことであることを知るきっかけになるため、道徳の授業の形態を変化（話しあう授業を

² 東京都教職員センター第二章いじめ防止のための学習プログラム 24頁

<https://www.kyoiku->

[kensyu.metro.tokyo.lg.jp/09seika/reports/files/bulletin/h25/materials/h25_12.pdf](https://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.lg.jp/09seika/reports/files/bulletin/h25/materials/h25_12.pdf)

増やす、具体的な事案に沿った授業を行う)させる。

第2に、第二章の原因から導くことが出来る対策の一つとして小学生の低学年のころから様々な要素を持っている方と話す授業(課外授業等)や地域的なボランティアを行う。

第3に、他者から認められる喜びを知ってもらうために、体育の授業で行う競技の種類を増やすことで、自分の得意なことを見つける機会を与える。

第4に、他者とのコミュニケーションを円滑に行えるようにするために言葉の言い換えや良い言葉遣いを学ぶことが出来る教科書を導入する。

第5に、様々な職業の人たちと関わることのできる又は知ることが出来るような授業を行うことで将来の目標を見つけやすくしていく。

最後に第6として、担任の先生以外とも話しやすいような空間を作ることで早期発見しやすくする。

6 おわりに

学校側の対応の良し悪しとその後のいじめの深刻化、被害者のケアの程度にもつながっていくためこの学校側の事前対策という議題は極めて重要なテーマであると感じる。また、いじめを受けてしまう側の気持ちも知ることが大事なのは前提としていじめを起こす側の気持ちを知るのもいじめを根本的になくすためには大事なことであるとも考えられる。